

新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言

我々 47 人の知事は、国民・政府とともに我が国の「国難」を乗り越えるべく、引き続き地域の力を結集して国民の命と健康を守りつつ、地域経済を活性化するように全力を傾けてまいる所存である。

については、政府におかれては、各都道府県の取組への財政的な裏付けを確実に講じることをはじめ、以下の項目について迅速に対処されるよう、ここに提言する。

1 今後の新型コロナウイルス感染症対策について

- 寒気が増す冬季に新型コロナウイルス感染症が拡大すると見込まれていることに備え、我々都道府県をあずかる知事としても国民の健康と命を守るため機動的に対処していく決意である。国においても、発生状況の分析や国内外の研究成果を活かして、感染拡大防止対策を早急に確立するとともに、事業別ガイドラインの見直しなど機動的に有効な対策を展開すること。
また、国として、年末年始に向け、若者等を含め実効性のある呼びかけを精力的に行うこと。
- 秋冬の季節性インフルエンザの流行期における、新型コロナウイルス感染症との同時流行に備え、今後、発熱患者の受診の増加が予想される診療所等への感染防止対策などの診療・検査体制の整備や、入院医療機関及び宿泊療養施設の受入・運営体制の確立等について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により継続して十分な支援を行うとともに、増大する医療・検査を賄うため、交付金総額を増額するとともに、交付上限額の見直し、手続きの簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への使途拡充、疑い患者受入協力医療機関及び一般の入院受入医療機関の空床確保料の引上げ、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、実態を踏まえた見直しを行うこと。
- 実際に発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対しては、補助金の対象となる基準患者数の拡大、診療報酬上の措置や協力金の支給、新型コロナウイルスの抗原検査キットの安定供給及び個人防護具の支給など受入れ患者数に応じた支援も行うとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」におけるスタッフに対する危険手当の創設や罹患した場合の休業補償を行うほか、医療・介護従事者に対する慰労金について、対象期間の延長や支給対象の拡大など、今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。併せて、臨時の医療施設等の建築に係る建築基準法等の適用除外措置について、緊急事態宣言が発令されていない状況でも活用できるようにすること。

加えて、感染の拡大に対応できる大都市 I C U 拠点の整備等、速やかに対処するとともに、人工呼吸器、E C M O 等医療機器を管理する人材の育成等を行うこと。

- 多数の発熱患者等が適切に相談を受けられる電話相談体制の整備に当たっては、受診・相談センターの代理的機能を担う医療機関が円滑な運営を行えるよう、補助基準額の増額又は都道府県ごとの想定上限額の範囲内での柔軟な運用を可能とすること。
- 今後増加が見込まれる P C R 検査等の需要に対応するため、検査機器の導入や試薬の供給、P C R 検査センター設置・運営など、検査に要する経費や民間検査機関を活用した検査体制の拡充について国として支援を行うとともに、目標とする 1 日 20 万件の検査を確実に実施できるよう、国として責任を持って試薬や検査キット等の安定供給体制を構築すること。併せて、自己採取可能な鼻腔スワブ検体や唾液による検査を進め、簡易検査陽性の場合は、迅速に P C R による確定検査が行えるよう体制の整備を整え、診療所等でも広く対応可能な検査手法の開発、検証及び普及促進を図ること。
- 指定感染症の運用については、まん延防止や重症化防止の観点から必要に即して引き続き入院措置を行うことを徹底し、都道府県知事の裁量で入院措置を行う場合においても、国による財源措置を十分に行うとともに、医療提供体制がひっ迫するおそれが高い場合に、宿泊療養施設や自宅など医療機関以外で療養することについても、法令上明確に位置づけること。
また、今後の見直しに当たっても、入院勧告や医療費の公費負担、積極的疫学調査等の措置を通じて各都道府県が大都市部・地方部それぞれの手法により精力的に感染拡大を食い止めている実情に沿った改善を都道府県毎の裁量を活かして図ることを基本として、地方の意見と十分にすり合わせを行った上で、地域により感染状況や医療提供体制等が異なる実態に即した慎重な検討を行うこととし、現場の運用を変更する必要がある場合には、十分な周知期間を設けること。加えて、H E R - S Y S について、利用者の声を十分に踏まえて使い勝手の改善を図るとともに、データの抽出機能の追加など有効活用に向けた課題解決に取り組むこと。また、端末機器の導入など医療機関が H E R - S Y S への入力を開始するために必要な経費への支援を行うこと。

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る法的措置等について

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のためには、陽性者の早期発見・封じ込めが重要であり、特別措置法第 24 条や感染症法第 16 条の運用弾力化など全国知事会の要望に沿った措置が講じられたところだが、未だ実効性のある対策を講じていく法的手段や財源が十分とは言い難く、宿泊療養施設への療養を求める勧告、保健所による積極的疫学調査や健康観察、都道府県知事による事業者への休業要請の実効性を担保するための罰則規定など、食中毒発生時の営業停止処分や店名公表のような即効性のある法的措置を講じることや、保健所設置市の疫学調査にかかる情報を都道府県へ集約するための法的根拠を明確化するとともに、国による補償金的な「協力金」に関して国において早急に議論を進めること。

- 疑い患者等に係る情報等については、隣接圏域における保健所間等の情報共有の仕組みを確立するとともに、感染者情報の統一的な公表基準を定め、併せて、都道府県境を跨ぐ移動についての考え方を含めた基本的対処方針の改定や地域限定も含めた緊急事態宣言の発動について、地方と十分協議しながら適切に行うこと。

3 医療機関等や福祉施設の経営安定化について

- 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しい状況となっており、地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営及び地域医療提供体制の確保に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付の拡充、国庫補助事業の嵩上げによる事業者負担の軽減、公立・公的病院や大学病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。
- 薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復師等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充等を図ること。

4 水際対策について

- 政府は段階的に全世界からの入国を条件付きで再開する方向で取組を進めているが、感染の再拡大に繋がらないよう入国規制の緩和については慎重に進めるとともに、今後、入国者・帰国者の段階的な増加が相当程度想定されるため、国内すべての国際空港及び沖縄等離島路線に係る国内空港等で、運営権者等関係者と早急に調整を行い、PCR検査等に必要な待機場所及び検査場所を確保すること。
また、PCR検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者・帰国者全員を留め置くこととし、これを周知徹底するとともに、そのための十分な収容能力を確保すること。
なお、中長期滞在者において、入国後の滞在先が未定の方も少なくないため、住民票の早期提出を推奨するとともに、外国人の居所に係る情報を都道府県へ提供すること。
- 検査結果が陽性の場合の対応については、国の責任において、国内での入国者・帰国者の住所・居所に応じて、十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなどにより、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。
また、今後の入国制限緩和の見通しに応じ、検疫所の人員増強、新たな検査手法の導入、検査能力の飛躍的な拡充など、検査体制の抜本的な強化を図ること。
併せて、洋上における緊急上陸などへの対応も踏まえた体制整備も構築すること。

- 陽性の検査結果判明後の自治体への情報提供については、遅れが生じる事のないよう、引き続き自治体への速やかな情報提供を行うこと。併せて、速やかな濃厚接触者の特定につながるよう、検疫所において、入国者・帰国者に対し接触確認アプリ「COCOA」の利用促進を図ること。
- 新型コロナウイルス感染症に関する情報については、外国人に対し、入国時の多言語での分かりやすい情報発信の充実及び啓発を図るとともに、標準予防策などの感染防止策の周知を大使館等を通じて行うほか、外国人陽性患者等に対する積極的疫学調査・入院治療説明でのコミュニケーション支援等の側面支援に加え、健康観察等に関し、国において電話医療通訳サービスを含めワンストップ窓口（コールセンター等）を設置するなど、入国制限緩和に伴い、更なる業務の急増に対応するため、制度の抜本的な見直しを行うとともに、国の責任において集中的に実施するなど、保健所等の負担軽減を図ること。
また、在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策については、日米両国の責任において、引き続き徹底の強化を図り、常に最善の措置を取るよう、緊密に連携して取り組むとともに、関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供に努めること。

5 新型コロナウイルス克服実現に向けて

- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。また、治療薬等の研究開発を行う企業に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。
- これまでの感染の波の経験を踏まえ、各都道府県が効率的かつ実効性ある感染拡大防止対策を講じつつ、社会経済活動の段階的な引上げに取り組めるよう、国においては、医学的な知見や職場感染など感染拡大につながった具体的状況を都道府県とも情報共有し、事業活動や国民の行動における感染リスクを評価・分析するとともに、必要に応じ業種別ガイドラインを見直し、事業者が実施する感染防止策への支援を拡充すること。加えて、平時も含めた感染症対策を機動的に行うため、国・地方を通じた危機管理体制の構築についても検討すること。

6 偏見・差別行為・デマ等の排除について

- 新型コロナウイルス等、病魔と闘う感染者及び最前線で治療にあたる医療従事者をはじめ国民の健康や暮らしを支えている方並びにこれらの家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対して、デマが拡散されたり、偏見や差別、心ない誹謗中傷、人物の特定など、人権が脅かされる事例が横行していることは、我々が深く憂慮するところである。こうした行為は当事者を深く傷つけ、平穏な社会生活を送る妨げになるのみならず、積極的疫学調査をはじめ感染症拡大防止への協力も得にくくなるなど、国を挙げて克服すべき喫緊の課題となっており、国としても継続的な広報や教育・啓発、

相談窓口の充実・強化、偏見・差別を受けた方への支援などの感染症法等法令への位置づけ、「情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン」の見直しも含め、人権を守る対策を強力に講じること。

また、偏見・差別への対策は継続的に取り組んでいく必要があることから、相談窓口の設置やネット監視業務等、地域の実態に即した地方の取組に対する財政支援を行うこと。

なお、感染者が発生した場合の情報公開の内容等によって、偏見・差別等を招くおそれもあることから、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

7 新型コロナを踏まえた今後の地域医療提供体制について

- 新型コロナウイルス感染症への対応により、医師の労働環境を含めて、地域医療の提供体制全体に大きな変化が生じており、その影響について医療圏及び医療機関ごとにきめ細かく分析をした上で、新型コロナウイルス感染症対策をはじめそれぞれの地域医療の実情に基づき、地域医療構想の実現やその中での公立・公的医療機関のあり方、医師不足対策及び医師の働き方改革について検討することとし、将来的な医師数や病床数等の医療提供体制に関する一連の議論については、新型コロナウイルス感染症の終息後に仕切り直しをするとともに、2024年度からの医師の働き方改革に関する新制度については、施行猶予も含めた検討を行うこと。併せて、医師の労働時間短縮に資する取組みを行う医療機関への支援や実効性のある医師偏在是正対策を、継続的に実施すること。

併せて、感染症専門医や感染管理認定看護師等の人材育成を支援するほか、政策医療に携わる医師の確保策等について検討すること。

8 「ウィズコロナ」「ポストコロナ」時代の産業の振興と地方創生の実現について

- 新型コロナウイルス感染が再び猛威を振るう中、実質国内総生産2次速報値が1955年以降で最大の落ち込みとなるなど、日本の経済は深刻な局面を迎えている一方、新しい生活様式を取り入れ、多様で柔軟な働き方や新しいビジネスモデルが生まれている。この機を逃すことなく生産性の向上や新たな付加価値の創出を図ることにより、地域経済を強化し、ひいては日本の国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現するとともに、未来技術を最大限活用し、社会全体のDXを進めてステージアップを図り、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、ポストコロナの地方創生を実現する必要がある。

このため、経済・雇用情勢の変化に応じ、臨機応変に追加経済対策予算の編成やG o T oキャンペーンの期間延長を行うこと。感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援や需用創出・消費喚起対策を行うとともに、地域経済の活性化、国内回帰も含めた地方の生産拠点機能の強化やデジタル技術の導入支援・人材育成に取り組むこと。特に、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設するとともに、雇用調整助成金等の特例措置については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

併せて、地域の公共交通を担う交通事業者に対して実情に即し十分な緊急支援措置を講ずるとともに、緊急特別融資に係る地方負担や生活福祉資金貸付制度について、後年度負担も含め確実に十分な財政措置を行うこと。

9 困難に直面している若い世代への支援について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの貧困や児童虐待の潜在化など、社会の脆弱性が浮き彫りになると同時に、特に弱い立場にある子どもたちへの支援の強化の必要性が明らかになったことから、「地域で子育て支援を行う団体」等への支援を行うとともに、保育所や放課後児童クラブ等への財政的支援や、学校、関連施設における感染症予防対策への支援及びICTを活用した学習機会の確保、さらには再び就職氷河期世代を生み出すことがないように経済界への要請を行うなど、将来世代を応援するための対策を講ずること。

10 地方財政への支援について

- 地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用も含め、追加の経済対策を講じるなど、臨機応変に、かつ時期を逸することなく対応するため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の増額及び弾力的運用並びに来年度以降の継続を図るとともに、都道府県において負担している感染症患者の入院医療費、PCR検査料等への財源措置を行うこと。

加えて地方消費税などを減収補てん債の対象に追加し、公的資金を確保するなど、地方財政の安定的な運営に支障が生じないようにすること。

また、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、感染拡大防止対策をはじめ、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源を確実に確保・充実すること。

令和2年11月5日

全国知事会

法律改正が必要と考えられる事項

- ・休業や営業時間短縮の要請・指示に対する遵守義務及び違反した場合の罰則の明記（特措法第45条関係）
- ・食品衛生法に準じた行政処分（食中毒発生時の営業停止処分・店名公表）の明記（特措法関係）
- ・休業や営業時間短縮の要請・指示を受け入れた事業者に対する支援措置（特措法第60条関係）
- ・積極的疫学調査への協力義務の明記（感染症法第15条関係）
- ・宿泊施設における療養の法定化（感染症法第19条・第20条関係）
- ・陽性者及びクラスターが発生した施設等に係る情報公開の根拠規定の明確化（感染症法第16条関係）
- ・感染症に関する情報の都道府県への集約化に係る法的根拠の明確化（感染症法第15条，第16条，特措法第24条関係）
- ・新型コロナウイルス感染症の患者や医療従事者、他県からの来訪者、外国人等に対する偏見・差別行為・デマ等の排除及びこれらの行為を受けた人への支援措置（特措法及び感染症法関係）